

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月19日
【会社名】	株式会社サンドラッグ
【英訳名】	SUNDRUG CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 貞方 宏司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都府中市若松町一丁目38番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 CEO 貞方宏司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

なお、全社的な内部統制の評価範囲とした6社以外については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

重要な事業拠点の選定に際し、当社及び連結子会社は、主たる事業をドラッグストア事業及びディスカウントストア事業とする小売事業を行っており、各事業拠点の規模を適切に把握することが可能な指標である売上高を選定指標としました。評価範囲の割合は、全社的な内部統制の評価が良好であることから連結売上高の概ね2/3としました。

上記検討の結果、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社及びダイレックス株式会社の計2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、各勘定科目固有の虚偽記載の発生リスクの識別を行い、小売事業を踏まえて、質的・量的な重要性があり、虚偽記載の発生リスクが相対的に高いと判断した売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として評価の対象としました。さらに、小売事業特有の多店舗展開、同業他社との競合に伴い出退店が頻繁に起こる等のリスクを踏まえて、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセスとして、固定資産の減損判定に係る業務プロセス等を評価の対象に追加しました。なお、決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、全社的な内部統制に準じて、同一の6事業拠点を評価範囲としました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。